

陳 情 番 号	陳情第3号
件 名	東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情
受付年月日	令和8年2月9日
回付委員会	総務委員会
<p>( 陳 情 要 旨 )</p> <p>全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の購読に係る勧誘、配達、集金が無許可で行われていることが以前より問題視されてきたが、特に東京都新宿区の状況がアンケート調査及びメディア報道で公になったことにより、議会関係者のみならず多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっている。</p> <p>この問題の早期是正に向け、各地方自治体では、庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施、庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認、調査結果に基づく職員への救済措置などを求める陳情、請願が相次いで採択等がされており、令和8年1月現在、全国104自治体において調査や是正措置等の対応が行われている。</p> <p>これらのアンケート結果を見ると、地方議会議員から政党機関紙の購読勧誘を受けた際に購読しなければならないという心理的な圧力を感じたと回答した職員の割合が、全国平均で57%に上っている。また、現在も購読している職員のうち、購読をやめたいが言い出しにくいと回答した割合が過半数を占めている。</p> <p>新宿区では、令和7年8月、管理職132人を対象として実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、回答のあった115人のうち85.2%が、区議会議員から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答した。また、そのうち64.3%が心理的な圧力を感じたと回答し、勧誘を受けた管理職のうち50%がやむを得ず購読したと答えた。この調査結果を受け、ある同区議会議員は、議員が職員に対して政党機関紙の購読勧誘、販売、集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じていると指摘して行政に対応を求め、同区は、職員への政党機関紙の購読勧誘や庁舎内での購読料の集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介した。</p> <p>また、千葉市では、令和7年3月、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、解約を申し出づらいう、周囲の職員への影響に配慮したなどの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいなかった。</p> <p>現在では政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読及び支払いができる社会環境が整っている。そのため、職員が庁舎内で勧誘、配達、集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっている。</p> <p>これまで、多くの自治体において、行政としては職員から具体的な相談がないという理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、なかったこととされてきた。しかし、実態調査を行うことにより、行政が職員の本音や実情を把握できるようになった事例が各地で確認されている。岐阜市においても、まずは、職員に対する政党機関紙購読の勧誘行為が行われていないか、また、その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないかということについての現状把握に努めていただきたい。</p> <p>また、岐阜市庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘、営業に類する行為</p>	

は原則として許可制とされている。これは、地方議会議員による政党機関紙購読の勧誘行為についても同様であると考えられることから、同規則の趣旨を踏まえ、地方議会議員に対しても、ルールの遵守について改めて確認する対応を行っていただきたい。

政党機関紙の購読勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向がある。以前から課題として認識されてきた側面はあるが、新宿区等で実態が顕在化したことに鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて議員からの職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう議会として早急な確認を行うとともに、下記事項について行政に要望するよう陳情する。

#### 記

- 1 庁舎内において職員が地方議会議員から政党機関紙の購読勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり断り切れずに購読したりしている実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査、確認すること。
- 2 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう適切な対応を行うこと。

(資料掲載略)